

日 本  
事  
業  
社

作す者あり云はく延期は無期の延期にして限ある可  
うらず故に今日は事情を云へば此延期を以て從前の談  
判は一度次之を取消し更に端緒を改めて再び改正の新  
談判を開くか是れも從前の行挙りにて實際に行はる難  
たみとならん左れば延期は唯だ名義のとて其實は際  
限なく中止して外國の關係は今の條約のまゝに持續す  
るに外わる可からず改正會議延期は延期よりあらず改正  
取消と認む可しなば喋々する者あれども我輩の所見は  
甚ざ之に異なり今回の延期は唯一時の延期にして暫く  
の猶豫を得るのみ今の内閣はあらん限りは必ず改正の  
事を大成して満足を得せしむ可きは疑ど容れざる所  
り其次第を述べんに

されず特ふ外務大臣は改正の談判に付き全權をも委任せられたることあれども今日に至りて改正は儀不調となりしもいよ／＼不調となれば内閣員は一同その進退をして責任の重き所以を内外公衆に明にせざる可らず故に今の内閣のあらん限りは必ず改正の事を大成す可否と我輩の信玄て疑はざる所なり

第二今回之延期は他に原因あるにあらず唯だ新法律取調べの爲先に時日を要するが故なりと云へり如何にも至當のふとよして我輩が前日（八月四日）に紙上より其大略を開陳したる如く外人の治外法権を撤去して内外國人を一色なる日本國法の下に統御せんとするには其法を講究するに日月を費す可きは論を俟たず法律の性質は成るべく外國人の身ふ適するを貴ぶと雖ども本來何れの國にても法律は國民の習慣より生ずと云ふやどものにして如何なる良法にても民の習俗ふ適せざるもの用を爲さず之を喻へる食物の如し今西洋食と日本食とを比較して良否如何と尋れば之を化學生理學にして洋食の方遙々美なりと雖ども扱これを美なりとして頗に日本人に與へんか必ず之を悦ばざることあらん若しも強ひて食はしむるときは或は嘔氣を催す者さへなきにあらず蓋し食物ハ國の習俗祖先の遺傳に由るのにさて我日本人は數千年來漫厚の餌食に慣れざるが故に品物の性質如何に論なく唯これと悦ばざるのみ法律の適否も亦斯に如く文明の法律美なりと雖ども之に慣をざるものは其美を知らず、之を知らざる者は其徳澤より浴するを得ず、誠に堪へ難き次第なれども國民一般をして良法の良なるを了解せしむるに以彼の洋食に慣れしむるが如く漸次の方便に由るの外ある可らず左れば今我國に於て條約改正一事を目前に見ながら之又應するの方便として俄に法律を作るが如きは實際に行はる可らざる事業なれば之が爲先に多少の歲月を延期せらば怪しひに足りざるふとあり唯だ我輩の特ふ新る所は此法律と議定するの方法、又難居の後に之を施行するの實際に當り外國の人に向て恕す可きハ十分に恕し、許す可きは十分に許して決して頑陋の節を立るには非ざれども唯彼我同等の一大義よりては毫厘も之を狂ふることあく私権國権共に凜然として聽くべきの一事に在るに至

會の事相は逐一有形の實物を枚舉せずして全體に知る可きものなり世の形勢と云ひ又は風潮と云ふ如き即ち是あり市に入れる市は形勢を知る可き田舎に往けを田舎は風潮を見る可き婚禮の家と不幸の家とは内に入らすして戸外より之を窺ひ知る可き左れば今日日本の政治社會は無論、廣く民間に至るまでも其全體の形勢風潮は如何と尋るに條約改正の中に在るものと云はざるを得ず政府の外交を申すまでもなく其内治百般は細事に至るまでも間接直接に條約改正の事に連絡し此事も改正ふ開して云々其物も改正の時には云々とて其内部の實際ころ知らざれども恰かも政府の戸外に立つものにて其政略の大概は推して察せざるものなし左ればこそ公けふ條約改正の有無を知る可き縁もあり民間に於ても公然あれを談じて疑ふものもなく人民の貧富大小相應に其用意を爲ゑて忙はしく之を要するに日本人は其官民上下を問はず條約改正を以て其形勢風潮を成し行掛りの退歩す可うざるものあれば今にして其談判不調などて俄に取消を可きに非ず若しも之を取消さんとなれば政府全體の改革は申すまでもある人民一般に其覺悟を改めざる可らず今日の官民に斯る變動ある可きや我輩は容易に然りを答ふるを得ず然らず則

於て之を圖せんとを要す既ては圓圖を志すものは豫め幅七寸五分長一  
尺柱の紙に直径一寸の黒圓を書きその中心より各三十度隔たりたる六線  
を引けるもの一枚を用意すべし又系を以て鍵を釣り觀測者は其終の大  
陽の中心を通過するが如き位置に備へ置き目と太陽の中心と線との一  
線内に右の紙を置き且其紙に記せる線をの絲と合する様に爲し(紙  
は斜めの竪に置せ其上)をして絲の上方に向はしむ(へし)又白光の光  
のみにて暗らき時は燈火を點して紙面を照すへし尚ほ一音すべきは皆  
既の二三分前にて觀測者は其目を閉じ手拭以て面を掩ひ以て眼の力を説  
教にするを良とす而して傍にあつて人か皆既の始るを合図するとき手  
早く手拭を除き直に白光の闇を寫すべし月に對して何の方向に何  
程の光があるやを注意し大小小強弱數鉢の形狀並に月の大きさとの割合を以  
て推測し圖上の六直線の助によりて其位置大小を迅速に寫すへし之を  
終りし後は白光の内部の光強度を所を盡くへしこれを寫すに最も工合よ  
きは薄緑色の眼鏡を用うる事足れりかくせし後専餘裕あらば圖を校  
正すべし、最早ましきは此時變眼鏡を用ゆるとあり(凡白光の外部は  
防ぐには變眼鏡を用ゆるを最も好もありとするあり)かの紅線は圖中に  
入るとの要用も書く事の時間は甚だ漫るれども最も長き所にては三  
分餘位あるとされば寫圖(と)通りをりを以て一枚をも寫  
さんとすれば粗略に涉り却ての價格を失ふものあり  
已に寫し終りたならば原圖は別に手入れせざるの儘にモレ置くを要す  
もし觀測者よりの記憶により原圖を専校正せんとせば宜しく別紙を用ひ  
てこれをあすべし  
殊に望むとあり觀測者數人同處に於て寫圖するとあらば各々互にうの  
原圖を比較修正等決して爲すべからず各自描画せし原圖を其體然附あ  
るべし

東頸城郡	刈羽郡	三島郡	(南北中北)魚沼郡	古志郡
岩部郡西部(篠川、蘆蕪、高根、若廟、三面の各村以西)				
北蒲原郡	佐渡國			
一群馬縣				
利根郡	北勢多郡			
一千葉縣				
上野郡	香取郡北部(片巻、清川、高岡、神崎、武田、木戸川、佐原、香			

佐賀縣	入鹿、岩井、飯綱の各村以北
筑紫郡	新治郡
那珂郡	久慈郡
各村以北)	信太郡
	多賀郡
	結城郡
	行方郡　鹿島郡(東西)茨城郡 猿島郡北部(仁連町、片田、駒川の

一 拠木郡  
安蘇郡北部(田沼、大伏の各村以北)  
那須郡  
寒川郡 (上下) 郡賀郡  
一 長野縣 河内郡 芳賀郡  
下高井郡北部(今井、温井、桑名川、西大湖、平瀬、森の各村以北)

(南北) 対津郡	大沼郡	河沼郡	耶麻郡	安積郡	安達郡
信太郡	伊那郡	岩瀬郡	(東西) 白川郡	石川郡	
菊多郡	松葉郡	田村郡	行方郡南部(飯		
隨喜郡、八木澤、馬場、越谷、小高の各村(以南)		櫻葉郡	妻成郡	磐前郡	

一山形縣  
南薩賜郡 西薩賜郡南部(折戸、石淵、金日、寺界、中村の各村以南)  
皆既時間の観測

る(ま南方の限界線は上越(北端)の越後下總の佐賀、武藏の相模、行田、本庄、上野の前橋、桜木、草津、信濃の篠井、大古間、黒姫山、越後(西端)の青海、能登(北端)の小木、名舟に亘り又北方の限界線は南方の限界線に平行して磐城(北端)の新地、角田、白石、羽前(上山、大蔵、小國

等に亘る  
此南北限界線より中央線の方へ各々六里半以内に位する地方に於て  
は簡単ある器械を以て暫既時間（多きは數十秒乃至餘秒少きは一二  
秒）を観測することは甚だ貴重なる結果を得るものあり  
然故、皆既中の時間を測るに必要あるものは既に良質計より送り出づ

針あるものを要す而して其時計は豫め注意して秒針が六十秒を示すと  
きに分針恰も一分割を指す如くに能く針を直し置くへし然る以上は時  
計の指針が多少の誤謬あるも更に苦しからず若し秒針を時計を用ゆ  
るときは之を耳の近邊に置き而して齒既中其時計が幾つまき一せし  
や其審数を計ふへし断くて後亦別に五分間の審取を計へと云々

以上で「一分時に到する電暈を知り而して前に測定したる時間(秒)」を勘定す可し

所以て送飯の先玉玉を捧へし  
然れどもこの送飯は用お慣れるが故は其儀のふら～動搖するときは寧ろ用おゆるるを覺れりとす又駕籠鏡を見て見るも便なり、又煤ガラス(駕籠又は坂廻の火にて煙するを昔とす)を構へたがざる可らず是

れば一方を涼しき側の一方に到るに従ひ自然に断續ある接觸を呈へ  
ては、観測の用意 調査を爲すには三人づゝ連合して仲間を作り時計 目標  
其他入用の器具各一體づゝ用意するを極とす観測の場所は他より妨  
害を受けざる屋外又は西向の窓下を探ふ可し 而して其三人中の一人

は紙と筆を持ちて時計を記す用意をもすべし  
朝潮 大陽の昇ったる面が漸々減少して三日月よりも一層縮(ぢり)た  
る時、時計を持たる一人はうの時計を見つめながら秒數を大聲に唱  
と并に合図のと反ひ記録すると等を繰り返したくを要旨とする。  
煤ガラスを持てる人は望遠鏡を用ふると否するどに拘らず大陽の翼の  
最終の光線に注目し成る可く煤の表き部分にて見る可し(以下次第)

京都織物貴婦人洋服地其  
他數品

京都威物貴婦人洋服地  
新奇絢爛追々荷着仕候間陸續御注文奉希望候  
西陣織  
其他數品

かさの療治

生徒募集廣告

○  
大日本  
許  
専

生徒募集廣告